

環境影響評価審査書

112 相模興業採石場増設事業

I 総括事項

相模興業採石場増設事業（以下「本件事業」という。）は、相模興業株式会社が、都市基盤整備に必要な骨材の安定供給を図ることを目的として、終掘に近づいている同社の既存採石場の東側に隣接する厚木市中荻野字西山1,933-34ほかの面積29.3ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）に採石場を増設し、採石事業を継続しようとするものである。

実施区域は、厚木市の北西部に位置し、丹沢山地の一部として経ヶ岳、華厳山、高取山から白山に連なる稜線の東側斜面に所在するとともに、落葉広葉樹林を中心とした山林となっている。

実施区域の東側には荻野川が、南側には小鮎川が流れ、これらの河川は農業用水としても利用されており、実施区域の南端の一部が小鮎川の流域に含まれるほか、そのほとんどが荻野川の流域に含まれている。

また、実施区域の南側からは、実施区域の掘削面や既存採石場の一部を展望することができるが、その方向約800メートルには集落が所在している。

さらに、本件事業の実施により生産された製品は、大型車両により出荷されるが、出荷車両の大部分は実施区域から出て県道60号（厚木清川線）を東方向に向かう計画となっている。

本件事業は、このような実施区域において、隣接する既存採石場の砕石プラントを活用することにより改変面積を少なくするよう配慮はしているものの、相当広範囲にわたり総量1,600万立方メートルを超える大量の岩石を採取し、製品にしたものを10トン車以上の大型車両で出荷するものであり、また、その事業実施予定期間も30年間という長期間にわたるものである。

したがって、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分に配慮し、周辺の環境に及ぼす影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じる必要がある。

○ 本件事業の実施に当たっては、多様な手法を活用することや、最新技術を導入すること、実施計画の改善についても柔軟に対応することなどにより、景観面での影響を極力軽減するとともに、森林の速やかな回復を図り、さらに、質の高い森林環境を創造するよう配慮する必要がある。

○ 農業用水としての利用を考慮し、実施区域の大部分が流域に含まれる河川について、流量の変化を把握し、必要に応じて事業実施方法を点検する必要がある。

○ 交通安全対策の拡充を図ることにより、地域の交通安全の向上に配慮する必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響予測評価書案に係る各評価項目等についての個別の審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

II 個別事項

1 水象（河川）

本件事業による地形改変は荻野川流域で1.1%程度であることや、流域の変更が行われないことなどから、渇水期においても計画地からの流量に大きな変化はないとしているが、農業用水としての利用があることや、水位が低下傾向にあることに着目し、主に荻野川について、既存の水位観測点や雨量観測所における観測結果を定期的に把握し、渇水期を中心にそれらの観測結果から流量に異変が認められる場合は、岩石採取や雨水排水等の本件事業の実施方法

を点検すること。

2 植物・動物・生態系

採石終了後は実施区域の小段部に順次緑化を行い、森林緑地の回復を図る計画であるが、本件事業の実施は採取区域の森林を消失させ、緑化によって新たな環境を創出することになることから、その点を踏まえ、緑化においては、より適切な植栽樹種を選定することや、採取区域内にあった若木や根株を残壁小段部に移植すること、表土除去に伴う発生土の利用に当たりできる限り速やかに残壁小段部に客土すること、残壁小段部に客土した土壌の表層に落葉層や腐植層を併用することなど多様な工夫を行うことにより、森林の消失に伴い失われた機能の回復をできる限り早期に図るとともに、周囲の環境と調和した質の高い森林環境の創造を目指すこと。

3 景観

本件事業の実施に伴う稜線の低下により生じる可視領域の写真上の面積変化の割合を用いて景観についての予測及び評価を実施しているが、採石計画の策定における比較案の検討や稜線の位置の決定等の経過を示し、十分に検討して策定した採石計画の実施により出現する稜線であることを明らかにした上で、写真上の面積変化の割合だけではなく、仰角や稜線の形状の変化等の多くの要素から総合的に予測及び評価を実施すること。

さらに、30年の長きにわたり地域住民の慣れ親しんだ景観が変化することから、本件事業の実施の過程においても、残壁緑化に係る最新技術の導入や、景観上の違和感を緩和するような植栽上の配慮を行うとともに、事業実施結果によっては採石計画や緑化計画自体の改善についても柔軟に対応することにより、景観面での影響の軽減を継続的に図っていくこと。

4 安全（交通）

出荷車両の通過経路沿いに所在する小中学校の通学路への影響については、いずれも学校施設の近傍に信号機を備えた横断歩道が整備されていることから、通学路の安全に支障を及ぼすことは少ないとしているが、それらの小中学校の朝の通学時間帯と将来推定交通量のピーク時間帯が重なることから、出荷車両の運転手に対する安全運転やマナーの教育機会について回数、内容ともに充実することなど交通安全対策を拡充することにより、小中学生の通学時を中心に周辺の交通安全に及ぼす影響の軽減を図ること。

5 その他（発句石）

実施区域内にある発句石については、移設を行うとしているが、発句石は文化財としての指定はされていないものの、地域において文化財的な位置付けをされている面もあることから、移設に当たっては、文化財に準じた適切な配慮に留意すること。